

長崎県生物多様性保全戦略2021-2025（仮称）素案の概要

前文 県未来環境条例、生物多様性保全法、生物多様性国家戦略、愛知目標

○長崎県では、県未来環境条例及び生物多様性基本法に基づく「長崎県生物多様性保全戦略」（以下「県戦略」という。）を平成21年3月に策定、平成26年12月に改定しています。

県戦略改定の目的 改定の目的、狙い、策定経緯

○今回の改定では、いきものと人々がにぎわう「ながさきの未来環境」の実現を目指し、生物多様性に関する県民の理解を深め行動につなげていく「生物多様性の主流化」を進めることや、人と自然とのつながりの回復・多様な地域資源の活用を通じて地域の活性化を図るなどを狙いとされています。

県戦略の構成

前文 県戦略改訂の目的 県戦略の構成

第1部 基本計画編

第1章 生物多様性の保全が必要な理由

1. 生物多様性とは
2. 生物多様性保全の大切さ

第2章 生物多様性を取り巻く現状と課題

1. 社会情勢の変化及び国内外の動向
2. 県戦略の取組と評価
3. 県民の意識の変化
4. 長崎県の生物多様性の危機の現状

5. 長崎県の生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた課題

第3章 2050年目標

2050年目標

- I 県民すべてが生物多様性の重要性を認識し、意思決定や行動に反映されている社会（生物多様性保全と持続可能な利用がライフスタイルに浸透している社会）
- II 種の絶滅がなく、多様な生態系の保全・再生が図られ、生物多様性の恵みを持続的に享受できる自然環境が確保されている社会
- III 地域自然の持続可能な活用により、地域が賑わい、人と自然が共生している社会

ながさきの恵み豊かな生物多様性の保全とその持続可能な利用を基礎とした活力あふれる地域づくりを進め、『いきものと人々がにぎわう「ながさきの未来環境」』の実現を目指す

第4章 行動目標（2025年目標）

行動目標（2025年目標）重点的に取り組むべき行動の方向性

第2部 行動計画編

第1章 行動計画の趣旨と計画期間

第2章 行動計画

1. 行動計画の施策体系

2. 行動計画

- 行動目標1 生物多様性の重要性についての県民の理解を深め、行動につなげていく
- 行動目標2 自然環境の監視と種の保護・生態系の保全を強化する
- 行動目標3 人により持ち込まれた外来種等の侵入や定着・拡散を防止する
- 行動目標4 人とふるさとの自然とのつながりを回復し、多様な地域資源の活用を図る
- 行動目標5 生物多様性に関する基礎データの収集・整備を進める

第3章 県戦略の推進

1. 県戦略の推進
2. 県戦略の見直し
3. 各主体の役割

第1部 基本計画編

第1章 生物多様性の保全が必要な理由（素案P7～）

1. 生物多様性とは（素案P7～）

①生態系の多様性、②種の多様性、③遺伝子の多様性という3つのレベルでの生物の多様性

生態多様性とは？ — 3つの多様性 —

生態系の多様性 森林、農地（畑・草原）、陸水（河川・ため池）、沿岸・海洋（干潟・サンゴ礁）、都市などの様々な生態系				
種（種間）の多様性 動物（哺乳類・鳥類・爬虫類・両生類・魚類・節足動物（昆虫類・甲殻類・クモ類等）、植物、藻類、菌類、バクテリアなどの様々な種類の生きもの				
遺伝子（種内）の多様性 遺伝的に複数の地域集団が存在（例）ゲンジボタル、ミナミメダカ 貝殻の色や種類は千差万別（例）アサリの貝殻				

地域に固有の自然があり、それぞれに特有の生きものがあること
そして、それぞれがつながっていること

- 「個性」と「つながり」という言葉で表現される「生物多様性」は、長い進化の歴史の中で作り上げられたもの
- 「個性」は、個体の違い、地域らしさ（特有の自然や風景）
- 「つながり」は、食物網、共生関係、生態系や地域間、世代を超えたいのちのつながり

2. 生物多様性保全の大切さ（素案P9～）

- 生物多様性の恵みを受けて暮らしている（生態系サービス）
 - (1) 生きものがうみだす大気と水
 - (2) 暮らしの基礎（生活・産業）を支える
 - (3) 文化の多様性を支える
 - (4) 安全で快適な暮らしをもたらす

地球上の「いのち」と私たちの「暮らし」を支える

生物多様性の恵み

暮らしの基礎  食料となる野菜 （黒田五寸ニンジン）	文化の多様性を支える  長崎くまら鯨の潮吹き	安全で快適な暮らしをもたらす  森の水源涵養
生きものがうみ出す大気と水  浅茅湾		

第2章 生物多様性を取り巻く現状と課題（素案P13～）

1. 社会情勢の変化及び国内外の動向（素案P13～）

(1) 社会情勢の変化

- ・人口減少、少子高齢化や過疎化の進行

(2) 国内外の動向

- ・SDGs（持続可能な開発目標）の推進
- ・愛知目標の推進
- ・生物多様性保全に関する法律改正
- ・気候変動による影響と適応策の推進など



2. 県戦略の取組と評価（素案P20～）

(1) 取組内容

- ・自然環境の監視と種の保護・生態系の保全を強化する取組として、県条例に基づく希少野生動植物種及びその保存地域の指定、ツシヤママネコの生息状況調査や普及啓発、鳥獣保護区の指定・更新、自然公園等の保護・管理、緑といきもの賑わい事業による市町や民間団体の保全・再生活動の支援、ニホンジカの管理捕獲、水源の森整備や県民参加による森林づくりの支援などを行う
藻場・干潟・浅場などの維持・回復等保全活動を行う組織への支援、資源管理計画の策定の推進、海岸漂着物等の回収処理、発生抑制対策事業の実施などを行う
- ・人とふるさとの自然とのつながりを回復する取組として、長崎県版GAP（農業生産工程管理）や環境保全型農業の推進、中山間地域の有する多面的機能発揮のための支援、搬出間伐の支援、森林の多面的機能発揮のための保全活動などへの支援を行う
- ・多様な地域資源の活用を進める取組として、ジオガイドの育成やジオツアーの商品化の推進、シンポジウムの開催、解説板の整備などを行う
- ・生物多様性の恵みにふれる機会を増やす取組として、自然公園施設の再整備や維持管理、多言語解説板の設置やトイレ洋式化、九州自然歩道ルートマップの作成、探鳥会や小中学生向けの生物多様性講座の開催、環境アドバイザー派遣による環境教育や環境保全活動、美化清掃活動を推進
環境学習総合サイト「環境活動eネットながさき」の立ち上げ、「ながさきグリーンサポーターズクラブ」の入会促進とメールマガジンによる環境情報の発信、環境リーダー交流会の実施などを通じてネットワークの構築を推進
- ・生物多様性に関する情報の整理と環境に配慮した取組として、希少野生動植物種のモニタリング、県レッドリスト中間見直し、県外来種リスト策定などによる県民や自然保護団体との情報の共有化、環境配慮の推進、「長崎県環境情報システム」構築による環境情報の効率的な活用を行う

(2) 取組の評価

- ・44の取組の実施状況、39の指標の達成状況の確認し、23の取組項目ごとに評価
- ・結果は、「成果あり」：19項目、「進捗」：2項目、「進捗なし・後退」：2項目
- ・全体としては、行動目標の達成に向けて、着実に取組が実施されている

行動目標	取組		指標	指標の達成状況			取組項目	評価		
	計画	実施		達成：○	前進：△	後退：×		成果あり： 目標達成し成果あり (数値目標なしも含む)	進捗： 目標未達成であるが進捗がみられる	進捗なし・後退： 目標に大幅に及ばず、策定時か後退している
				目標達成又は達成見込	目標は未達成であるが前進している	目標は未達成で策定時より後退している				
① 自然環境の監視と種の保護・生態系の保全を強化する	21 (26)	21 (26)	12	9	2	1	11	9	1	1
② 人とふるさとの自然とのつながりを回復する	7 (10)	7 (10)	6	5	1		5	4	1	
③ 多様な地域資源の活用を進める	3 (4)	3 (4)	5	5			1	1		
④ 生物多様性の恵みにふれる機会を増やす	10 (13)	10 (13)	12	8	4		4	3		1
⑤ 生物多様性に関する情報の整備と環境に配慮した取組を進める	3 (8)	2 (7)	4	4			2	2		
計	44 (61)	43 (60)	39	31	7	1	23	19	2	2

* 取組の（ ）の数値は再掲を含んだ数値

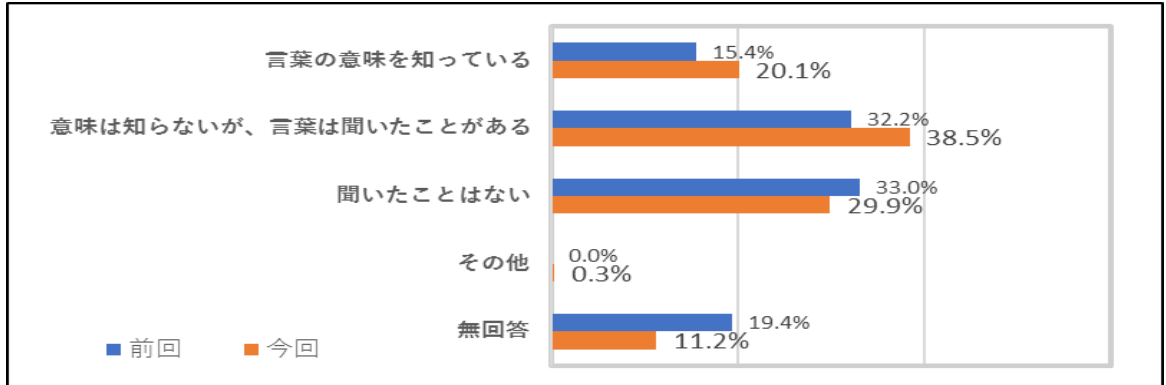
* 評価の取組項目には、行動目標④の生物多様性の普及啓発全般に関するアンケートも1項目分として含める

3. 県民の意識の変化（素案P29～）

ながさきWEB県政アンケートにより「生物多様性保全に関する認知度等アンケート調査」を実施（調査期間：R1.11.18～12.10、モニター数：338名、回答数：300名）

（1）生物多様性に関する認識の変化 * 前回調査時（平成25年5月）

- ・自然への関心度は、67%でわずかに上昇したが、目標70%は未達成
- ・生物多様性の言葉の認知度は、59%で進展があったが、目標70%は未達成
- ・県戦略の認知度は、10%でわずかに進展があったが、目標25%は未達成、まだ開きがある状況

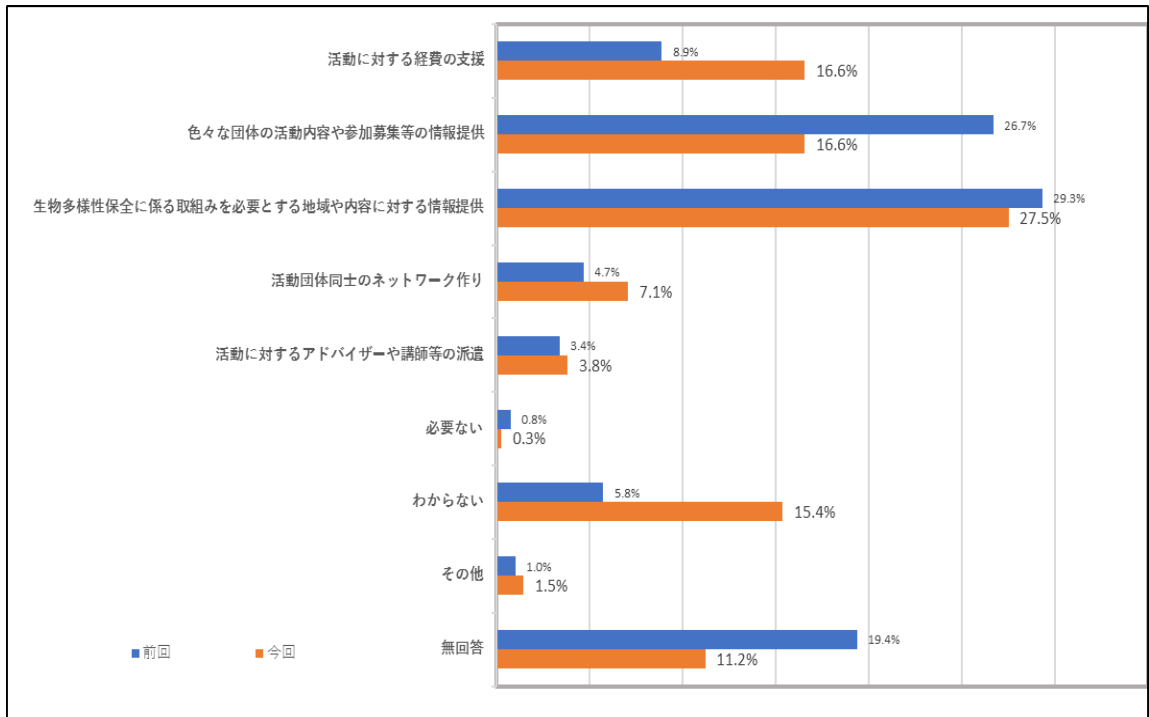


（2）生物多様性の保全に関する県民の意向

- ・長崎県が行うべき最も重要な取組として、「貴重な自然や身近な自然の保護」17.8%、「生物多様性の情報提供や環境教育等の普及啓発活動」16.6%、「野生鳥獣や外来生物による被害の防止」16.3%が県民の期待が大きいことを確認

（3）生物多様性に関する取組への参画

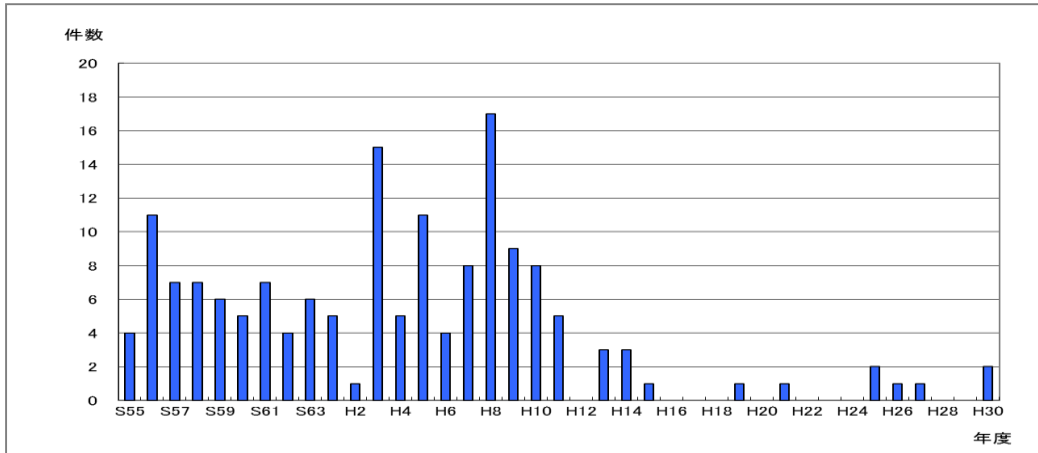
- ・生物多様性保全への取組を行っている、行いたい人の割合は、86%で目標80%は達成
- ・生物多様性保全活動に関して長崎県に最も求めているものは、「取組を必要とする地域や内容に関する情報提供」27.5%が最も多く、次いで「活動に対する経費の支援」、「団体の活動内容や参加募集等の情報提供」であることが分かる



4. 長崎県の生物多様性の危機の現状 (素案P32～)

第1の危機 (人間活動や開発による影響)

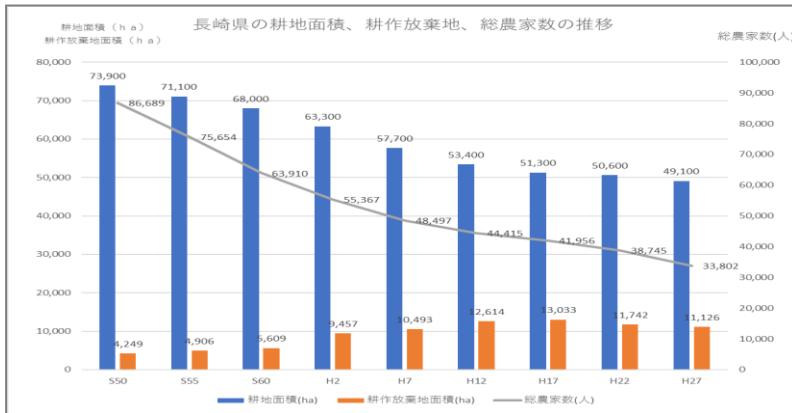
○開発などによる影響や観賞用や商業利用による個体の乱獲、盗掘などが依然として行われています。



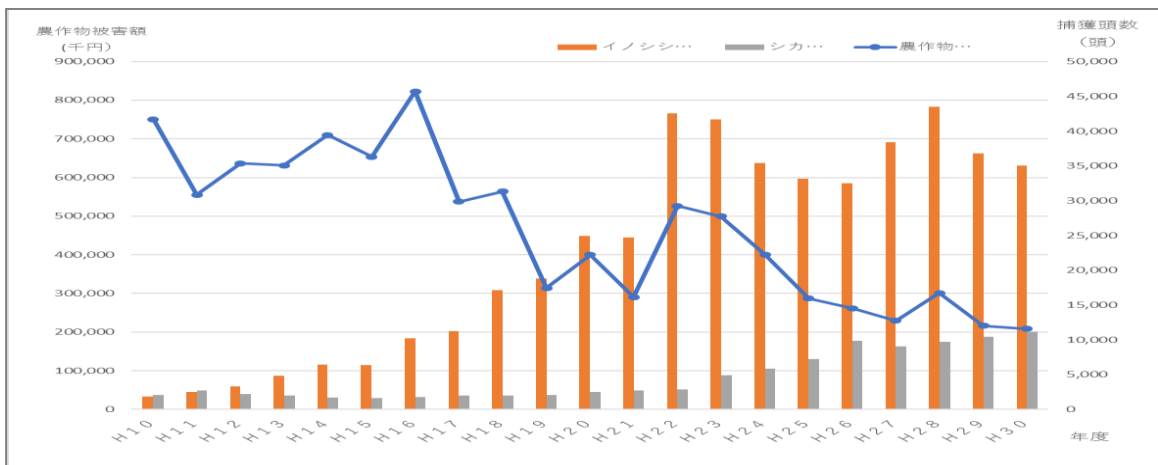
第2の危機 (自然に対する働きかけの縮小による影響)

○人々の生活様式が変わり、農林業の形態も大きく変化する中で、人々の生活や農林業のための草刈りや火入れにより維持されてきた草原や定期的に伐採されてきた薪炭林が放置されるようになり、生態系も大きく変化しています。

○最近各地で人口減少や高齢化、過疎化の影響も受けて、里地里山の管理を担う農業者が減少し、その結果、耕作が放棄された水田や畑が増加しています。



○中山間地域において耕作放棄地や管理されていない山林が増えたこと、狩猟者が減少したことから、イノシシやニホンジカをはじめとした野生鳥獣の個体数の増加、生息分布域の拡大が確認され、農林業被害なども深刻化しています。



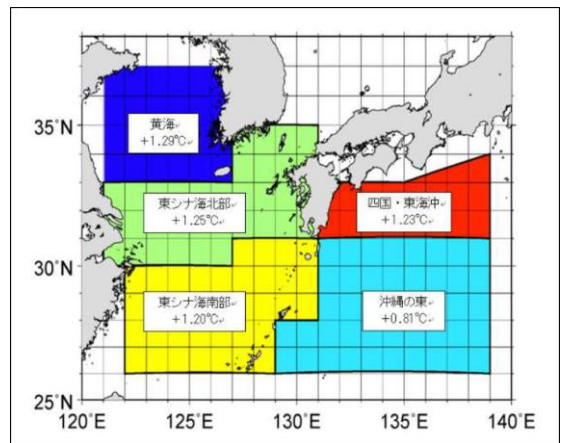
第3の危機（人間により持ち込まれたものによる影響）

- 国内では生態系などに被害を及ぼすおそれのある外来生物を特定外来生物として指定し、飼養や運搬、野外への放出などが禁止されています。現在、オオクチバスやアライグマなど148種類が特定外来生物として指定されている。防除の取組や外来種被害予防三原則（「入れない」、「捨てない」、「拡げない」）の普及啓発などが行われています。
- 長崎県では、福江島や壱岐で野生化したクリハラリスによる農作物やヒノキなどの樹木への被害が、県北地域などではアライグマによる農業被害が報告されています。水域に生息するウシガエルやオオクチバスなども県内各地に分布が広がっており、在来の魚類や植物の消失・減少が確認されています。また、近年では対馬市でツマアカスズメバチの侵入・定着、松浦市で国内由来外来種であるオキナワキノボリトカゲの侵入が確認されるなど、生態系の影響が懸念されています。

第4の危機（地球環境及び近隣諸国等の社会経済活動に伴う危機）

①地球環境の変化による影響

- 温暖化による環境変化のスピードが速いと、生物や生態系がそのスピードにあわせて適応できず、生物の大量絶滅など生物多様性に重大な影響を及ぼすおそれがあります。また、集中豪雨や干ばつなどの異常気象による住民生活や農林漁業への影響、蚊の生息域の北上に伴う感染症リスクの拡大など、人間生活にも甚大な被害が発生すると言われています。
- 海域でも、海面水温の上昇が確認されており、サンゴ礁の白化や海藻の群落の変化など海洋・沿岸生態系に変化が生じています。



- 沿岸生態系の変化により、海藻を餌とするアワビやサザエ、海藻を産卵場や隠れ家とする魚類などの水産資源の減少などが懸念されています。
- 気候変動（気温や海水温の上昇）による生物多様性の損失（種の絶滅や生息・生育域の移動など）や生態系サービスの低下（漁獲量の減少、洪水や土砂災害の増加、観光資源である自然景観の変化など）が懸念されています。

②漂流・漂着ごみ、油汚染等、近隣諸国等の社会経済活動に伴う影響

- 漂流・漂着ごみは、生態系を含めた海洋環境の悪化や海岸機能の低下、景観への悪影響、船舶航行の障害、漁業や観光への影響など、様々な問題を引き起こしています。近年、マイクロプラスチックによる海洋生態系への影響も懸念されています。

5. 長崎県の生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた課題（素案P45～）

課題① 生物多様性の認知度が低い

- ・生物多様性の言葉の意味や内容が浸透していない
 - ・生物多様性の大切さの普及が進んでいない
 - ・県戦略が知られていない
 - ・保全活動の拡がりがない
- 生物多様性の重要性、生物多様性の恵み（生態系サービス）について県民の理解を深めることは、長崎県の生物多様性の保全を進める上でもっとも重要であるため、「生物多様性」に関する普及啓発を推進する必要があります。
- 保全活動が県内各地で展開され、生物多様性の保全が推進されるよう、多様な主体が保全活動へ参画するための取組を推進する必要があります。

課題② 絶滅危惧種数の増加（生息・生育環境の悪化、生息・生育数の減少等）

- ・マニアや販売目的の採取盗掘等による個体数が減少している
 - ・開発行為による生態系への影響が継続している
 - ・人間活動等により生息・生育環境が分断し、悪化している
 - ・漂流漂着ごみや海洋プラスチックごみによる生態系への影響が継続している
 - ・二次的な自然環境が荒廃している
- 希少種の採取盗掘などによる個体数の減少や、開発による野生生物の生息・生育環境の悪化などが課題です。
- 道路などに生息環境が分断されたことによる野生動物の交通事故の発生や、漂流漂着ごみによる野生生物への影響も懸念されており、影響把握や被害防止対策の取組を推進する必要があります。

課題③ 外来種による生態系等の被害拡大

- ・外来種の影響の普及啓発が進んでいない
 - ・特定外来生物以外の外来種放出等の規制がない
 - ・外来種対策の実施体制が確立していない
 - ・外来種の分布状況や生態系への影響が把握できていない
- 外来種（国内由来外来種を含む）は、特に離島などに侵入し定着すると在来種への影響が大きいいため、早期発見防除を推進する必要があります。
- 外来種による影響などの普及啓発が最も重要であると考えられるため、ペットの適正飼養や放出禁止などを進め、外来種の被害防止3原則である「入れない」、「捨てない」、「拡げない」の徹底、分布状況や生態系への影響把握に取組む必要があります。
- 規制制度の検討や外来種対策の実施体制の確立も課題です。

課題④ 二次的自然の荒廃

- ・里地里山や里海を管理してきた農林水産業等従事者や鳥獣捕獲者等の担い手が不足している
 - ・二次的な自然環境が荒廃している
 - ・増えすぎた鳥獣（ニホンジカ等）による生態系等被害が拡大している
 - ・多様な地域資源（バイオマスや温泉等）の活用が求められている
 - ・交流人口拡大のため魅力的な地域づくりが求められている
- 希少野生動植物の重要な生息・生育環境となっている里地里山などの保全のためには、地域を管理している農林水産業の担い手不足の確保や生態系に配慮した生産活動の取組を推進する必要があります。
- 増えすぎた鳥獣による生態系被害が拡大しているため、効率的な捕獲などによる適正頭数に向けた対策の推進も課題です。
- 多様な地域資源の活用により地域づくりを推進する必要があります。

課題⑤ 自然環境の監視強化と自然環境基礎データの不足

- ・外来種や気候変動等による影響が把握できていない
 - ・基礎データを収集できる人材が減少している
 - ・生物標本を保管する施設がまったくない
 - ・海洋生物等の基礎データ収集ができていない
 - ・調査結果の活用ができていない
- 生態系に悪影響を及ぼす外来種や気候変動による影響の把握、海洋生物の生息状況の把握などができていないため、現状の把握とそのための調査体制の確立などが課題です。
- 希少種等の生息・生育状況を把握するモニタリング調査の継続や収集した自然環境情報のデータベース化、データベースの保護施策への活用が課題です。

第3章 2050年目標（素案P47～）

2050年目標

I 県民すべてが生物多様性の重要性を認識し、意思決定や行動に反映されている社会 （生物多様性保全と持続可能な利用がライフスタイルに浸透している社会）

- ・生物多様性に関する広報や普及啓発を進めるとともに、生物多様性の恵みにふれる機会をより多く持てるよう努めることにより、県民すべてが生物多様性の重要性を認識し、それぞれの意思決定や行動に反映されている社会を目指します。
- ・生物多様性に配慮した取組の基礎となる情報の収集・整備や様々な主体に応じた情報の提供、多様な主体の連携・協働を可能とするための仕組みづくりなどを通じて、生物多様性に配慮した取組の輪を広げていきます。

II 種の絶滅がなく、多様な生態系の保全・再生が図られ、生物多様性の恵みを持続的に享受できる自然環境が確保されている社会

- ・絶滅のおそれのある種を保護するための取組を積極的に進め、長崎県においてこれ以上1つの種も絶滅させないことを目指します。
- ・それぞれの生態系の特性や生態系間のつながりを意識した取組を進め、多様な生態系の保全・再生を目指します。
- ・「種の多様性」や「生態系の多様性」の保全・再生を通じて、生物多様性の恵みを持続的に享受できる自然環境が確保されている社会を目指します。

III 地域自然の持続可能な活用により、地域が賑わい、人と自然が共生している社会

- ・各種ツーリズムの促進や地域資源を生かした商品・サービスの開発、普及などの取組を進め、それぞれの地域で地域資源を持続的に活用する産業が育つことにより、地域が賑わい、人と自然が共生している社会を目指します。

ながさきの恵み豊かな生物多様性の保全とその持続可能な利用を基礎とした活力あふれる地域づくりを進め、『いきものと人々がにぎわう「ながさきの未来環境」』の実現を目指す



第4章 行動目標（2025年目標）（素案P50～）

行動目標（2025年目標）重点的に取組むべき行動の方向性

- 1 生物多様性の重要性についての県民の理解を深め、行動につなげていく**
 - （1）自然への関心を高め、生物多様性の重要性の理解を深める
 - （2）多様な主体による生物多様性に配慮した取組を推進する
- 2 自然環境の監視と種の保護・生態系の保全を強化する**
 - （1）地理的・地史的特性を反映した長崎県の個性（種や生態系）を守る
 - （2）希少野生動植物種などを保護する
 - （3）重要地域を核として、様々な生態系の保全、回復を図り、生態系ネットワークの形成を進める
- 3 人により持ち込まれた外来種等の侵入や定着・拡散を防止する**
 - （1）外来種（国外・国内由来外来種）などに関する理解を深め、放出防止を図る
 - （2）外来種などの侵入・定着・拡散による生態系などへの被害発生を回避する
- 4 人とふるさとの自然とのつながりを回復し、多様な地域資源の活用を進める**
 - （1）人口減少や少子高齢化を踏まえ、里地里山などの保全を図る
 - （2）野生鳥獣などの適正な管理を図る
 - （3）生物多様性に配慮した生産活動の推進を図る
 - （4）地域資源を活用した産業を育てる
- 5 生物多様性に関する基礎データの収集・整備を進める**

第2部 行動計画編（素案P55～）

第1章 行動計画の趣旨と計画期間（素案P55）

計画期間 2021（令和3）年度から2025（令和7）年度まで

第2章 行動計画（素案P55～）

1. 行動計画の施策体系

行動目標	施策（案）
行動目標1 生物多様性の重要性についての県民の理解を深め、 行動につなげていく（生物多様性の主流化を推進する）	① 県民への普及啓発 ② 学校における環境教育・学習の推進 ③ 自然とのふれあいの推進 ④ 多様な主体による保全活動等の推進 ⑤ 生物多様性に配慮した公共工事等の推進
行動目標2 自然環境の監視と種の保護・生態系の保全を強化する	① 希少種等の保護 ② 重要地域の保全等 ③ 生態系（野生生物の生息・生育環境）の保全、回復 ④ 監視体制の推進 ⑤ 環境対策（水環境、漂流漂着ごみ、温暖化等）の推進
行動目標3 人により持ち込まれた外来種等の侵入や定着・拡散を防止する	① 普及啓発 ② 外来種等の早期発見・防除の推進
行動目標4 人とふるさとの自然とのつながりを回復し、 多様な地域資源の活用を進める	① 里地里山・里海の保全と活用 ② 鳥獣被害等防止対策の推進 ③ 環境に配慮した生産活動の推進 ④ 地域資源を活用した地域振興策の推進
行動目標5 生物多様性に関する基礎データの収集・整備を進める	① 基礎データ（野生動植物の生息・生育状況等）の収集 ② 自然環境情報の整備、活用

2. 行動計画

行動目標1 生物多様性の重要性についての県民の理解を深め、行動につなげていく

① 県民への普及啓発

- ・生物多様性に関する多様な情報の発信、イベントや新聞等のメディアを利用した広報の検討、県ホームページ等の充実、HPやSNS等を活用した普及啓発の推進【強】 など

② 学校における環境教育・学習の推進

- ・自然環境情報の提供や生物多様性に関する講演会、自然体験活動等による環境教育の推進
- ・小中学校の自然に親しむ体験活動の充実、「しま」地区での自然体験活動の支援
- ・各学校が行う地域清掃や水質調査、生態調査等の活動実施に支援 など

③ 自然とのふれあいの推進

- ・身近な生きものの生息生育状況を調査する県民参加型いきもの調査の推進【新】
- ・各市町で開催されている地域子ども教室において、自然体験活動の取り入れ促進
- ・青少年教育施設や公民館等における子どもや親子を対象とした自然体験講座の実施の支援
- ・環境アドバイザーを派遣し、地域における環境活動を推進 など

④ 多様な主体による保全活動等の推進

- ・「協働サポートデスク」を設置し、NPO・ボランティア団体への情報提供や助言、事業提案等の受付、専門家によるコーディネート支援等を実施
- ・ながさき環境県民会議において県民総ぐるみでの環境保全活動を推進
- ・市町や民間団体等が実施する生物多様性保全に関する希少種の保護等の活動や普及啓発活動、組織の基盤強化の取組等の支援により、希少種等の保護や活動への多様な主体の参画を促進【強】
- ・森林の有する多面的機能を発揮させるための保全活動及び山村地域の活性化の取組支援
- ・環境に配慮した物品などの購入（グリーン購入）の普及促進 など

⑤ 生物多様性に配慮した公共工事等の推進

- ・県庁環境マネジメントシステム（EMS）に基づき、環境に配慮した工事を推進
- ・長崎県環境物品等調達方針に公共工事分野を設け、資材、建設機械、工法、目的物ごとに環境に配慮した基準を定めることで生物多様性にも配慮
- ・公共工事の実施にあたって、周辺動植物の生息環境への影響を考慮し、生物多様性に配慮した整備に努める など

指標	基準値	目標値	該当施策
・「生物多様性」の言葉の認知度（県政アンケート） 〔自然環境課〕	59% （R1年度）	70% （R7年度）	①、②、 ③、④
・県戦略の認知度等（県政アンケート） 〔自然環境課〕	10% （R1年度）	25% （R7年度）	①、②、 ③、④
・自然への関心度（県政アンケート） 〔自然環境課〕	67% （R1年度）	70% （R7年度）	①、②、 ③、④
・自然体験活動に取り組んでいる小・中学校の割合〔義務教育課〕	86.5% （R1年度）	100% （R7年度）	②
・生物多様性保全と利用に関する取組への参画割合（県政アンケート）〔自然環境課〕	22% （R1年度）	44% （R7年度）	①、②、 ③、④
・生物多様性保全と利用活動に取り組む会社員の参加割合（県政アンケート）〔自然環境課〕	18% （R1年度）	40% （R7年度）	①、④
・ながさきグリーンサポーターズクラブ登録者数〔県民生活環境課〕	2,734 （R1年度）	毎年度設定	①、③、 ④
・環境配慮物品の調達〔地域環境課〕	98.3% （R1年度）	100% （R7年度）	④、⑤
・環境アドバイザー派遣回数〔県民生活環境課〕	72 （R1年度）	毎年度設定	③、④
・環境学習等の開催回数（諫早湾干拓調整地水辺空間づくり事業）〔地域環境課〕	3回 （R1年度）	3回 （毎年度）	③

行動目標2 自然環境の監視と種の保護・生態系の保全を強化する

① 希少種等の保護

- ・市町や民間団体等が実施する生物多様性保全に関する希少種の保護等の活動や普及啓発活動、組織の基盤強化の取組等の支援により、希少種等の保護や活動への多様な主体の参画を促進（再掲）【強】
- ・ツシマヤマネコの普及啓発や生息状況モニタリング調査等を行う保護増殖事業の推進
- ・保全すべき種や区域の指定など規制による保護を推進
- ・鳥獣による生態系や農林水産業等の被害に関する情報提供や野生生物との接し方に関する普及啓発、野生鳥獣の保護と適正な管理を図る
- ・負傷鳥獣の野生復帰を推進
- ・野生鳥獣の適正な保護管理のため、鳥獣保護管理事業計画の策定と計画に基づく運用の推進 など

② 重要地域の保全等

- ・自然環境保全地域の追加指定または拡充を必要に応じ検討
- ・自然公園区域及び公園計画、自然環境保全地域等の見直しを検討し、自然公園の適切な管理を図る
- ・名勝や天然記念物などを保護するため、文化財保護法に基づく現状変更の許可等を行う など

③ 生態系（野生生物の生息・生育環境）の保全、回復

- ・藻場・干潟・浅場の維持・回復等保全活動を行う組織を支援
- ・人工林において適切な森林整備を行う など

④ 監視体制の推進

- ・事前に開発計画に係る関係法令等の協議・確認等を行い、良好な地域環境を確保
- ・長崎県環境影響評価条例、環境影響評価法及び個別法等にかかる開発行為について、環境に対する影響を審査し環境保全措置を指導するなど、環境影響評価制度の適切な運用を図る
- ・優れた自然風景地等の適正な保護と利用の増進を図るため、自然公園法等に基づく許認可業務を実施
- ・自然環境保全地域や自然公園、九州自然歩道については、自然公園指導員や自然環境監視員等の活動の推進により、現況把握や適切な利用とその保全活動の充実を図り適切な保全管理を推進 など

⑤ 環境対策（水環境、漂流漂着ごみ、温暖化等）の推進

- ・公共用水域や地下水について、環境基準の達成状況や経年変化等を継続して把握
- ・第4期大村湾環境保全・活性化行動計画に基づく各種施策を推進
- ・「第3期諫早湾干拓調整池水辺環境の保全と想像のための行動計画」に基づき、関係機関と連携し、豊かな水辺環境の保全及び自然と調和した水辺環境の利活用を推進
- ・長崎県地球温暖化対策実行計画に基づき総合的な地球温暖化対策を推進
- ・海岸漂着物等の回収処理、発生抑制対策事業を実施
- ・国立公園の主要利用地域において、美化清掃に努める など

指標	基準値	目標値	該当施策
・法令規制及び保全事業活動により守られた生物多様性を構成する野生動植物の種類〔自然環境課〕	59種 (R1年度)	77種(累計) (R7年度)	①、②
・搬出間伐面積〔森林整備室〕	2,081ha (R1年度)	2,490ha (R7年度)	③
・「ごみの投げ捨て等防止重点地区」の散乱ごみの割合〔資源循環推進課〕	7% (R1年度)	7% (R7年度)	⑤
・汚水処理人口普及率〔水環境対策課〕	81.7% (R1年度)	85.6% (R7年度)	⑤
・生物多様性保全事業等実施箇所数〔自然環境課〕	52件 (R1年度)	70件(累計) (R7年度)	①
・公園計画の見直しを行った県立自然公園などの数〔自然環境課〕	—	5件(累計) (R7年度)	②
・海域環境の保全活動等に取り組む組織数(離島漁業再生支援交付金、水産多面的機能発揮対策事業)〔漁政課・漁港漁場課〕	150組織 (R1年度)	150組織 (R7年度)	③
・自然公園等の巡回回数〔自然環境課〕	—	216回 (毎年度)	④
・絶滅危惧種(絶滅危惧Ⅰ類)の数〔自然環境課〕	547種 (H29年度)	547種以下 (レッドリスト見直し時)	①～⑤ すべて

行動目標3 人により持ち込まれた外来種等の侵入や定着・拡散を防止する

① 普及啓発

- ・外来種等の生態や外来種等による被害状況、外来種の被害防止3原則(入れない、捨てない、拡げない)、外来種の分布状況を示した長崎県外来種リスト等について、HPやリーフレット等により情報発信し、外来種情報の共有化を推進【強】 など

② 外来種等の早期発見・防除の推進

- ・「長崎県外来生物対策協議会」を設置し、関係機関や県内市町等との情報共有等を進める
- ・地元市町や地域住民、施設管理者等と連携し、現状把握、地元市町等による除等の促進を図る
- ・防除の緊急性が高いアライグマなどの特定外来生物については、現状把握に努め、市町が実施する被害防止目的の捕獲の支援など、県と市町村、地域住民等が一体となった取組を推進 など

指標	基準値	目標値	該当施策
・外来種の認知度(県政アンケート)〔自然環境課〕	—	75% (R7年度)	①
・アライグマの分布拡大(定着)〔自然環境課〕	—	新たな地域での定着がない	②

行動目標 4 人とふるさとの自然とのつながりを回復し、多様な地域資源の活用を進める

① 里地里山・里海の保全と活用

- ・市町や民間団体等が実施する生物多様性保全に関する希少種の保護等の活動や普及啓発活動、組織の基盤強化の取組等の支援により、希少種等の保護や活動への多様な主体の参画を促進（再掲）【強】
- ・浜の魅力や就業環境等の情報収集と発信、就業前後の切れ目ない支援により、里海を管理する漁業の担い手確保を図る
- ・農業・農村が有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動を支援
- ・中山間地域等の農業生産条件が不利な地域において、集落協定で定めた農業生産活動や多面的機能を増進する活動を行う農業者等を支援
- ・荒廃農地の発生防止及び再生利用を推進
- ・森林の有する多面的機能を発揮させるための保全活動及び山村地域の活性化の取組を支援（再掲）
- ・森林等の多面的機能の発揮のため、適切な森林の整備を推進 など

② 鳥獣被害等防止対策の推進

- ・鳥獣保護管理事業計画の策定と計画に基づく運用を進める（再掲）
- ・捕獲技術の向上や生息数の把握、ニホンジカの集中的な捕獲を行う
- ・市町が策定する被害防止計画に基づく対策が効率的・効果的に実施されるよう支援
- ・ニホンジカによる新植苗の食害を防ぐための防鹿ネット設置等の被害防止対策の支援を推進 など

③ 環境に配慮した生産活動の推進

- ・漁業者自らが休漁期間等の管理措置を設定した資源管理計画の取組を推進
- ・農業者等が実施する化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行なう地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動に取り組みに対し支援
- ・農作物の安全性や環境保全等に係るリスクを低減する長崎県版GAP等の導入を推進
- ・有機栽培等を支援する人材の育成や有機農業者と消費者の交流等の促進を図り有機農業等の取組拡大を進める
- ・生物多様性を重視して生産された水産物について「水産エコラベル」等の活用を推進

④ 地域資源を活用した地域振興策の推進

- ・県内の美しい自然景観等を観光資源として発信していくことで、生態系サービスの重要性に対する県民の理解を深め、魅力ある地域づくりや景観の保全に貢献
- ・優れた自然環境や自然公園施設、自然体験活動等に関する情報を発信し、自然資源の活用を推進
- ・島原半島全体の持続的な地域振興のため、国、県、市、民間で連携し、国立公園雲仙の滞在環境の上質化やインバウンド受入れ環境整備を推進【新】
- ・ジオパーク活動をはじめとした自然資源等を活用したエコツーリズムを推進し、地域の振興と自然環境の保全を図る
- ・地域資源を活用したブルーツーリズム等を推進
- ・農山村地域の資源を活用した農泊の推進により、交流を促進し地域の活性化を図る など

指標	基準値	目標値	該当施策
・農業・農村の多面的機能維持のための活動取組面積〔農山村対策室〕	25,625ha (H30年度)	29,350ha (累計) (R7年度)	①
・野生鳥獣による農作物被害額〔農山村対策室〕	208.3百万円 (H30年度)	120.0百万円 (R7年度)	②
・有機・特別栽培に取組む面積〔農業経営課〕	1,793ha (R1年度)	2,100ha (累計) (R7年度)	③
・自然公園利用者数〔自然環境課〕	14,069千人 (R1年度)	14,591千人 (R7年度)	④
・自然資源を活用した利用環境整備箇所数〔自然環境課〕	—	10箇所(累計) (R7年度)	④
・島原半島ジオパーク認定ガイドによるジオツアー等の実施件数〔自然環境課〕	67件 (R1年度)	82件 (R7年度)	④

行動目標5 生物多様性に関する基礎データの収集・整備を進める

① 基礎データ（野生動植物の生息・生育状況等）の収集

- ・漂着ごみ等の状況調査を推進
- ・ガン・カモ類の飛来状況、県内の鳥獣の生息状況の情報収集に努め、鳥獣保護管理事業計画の策定、鳥獣保護区の設定等に活用
- ・希少種等の生息・生育状況の調査及び情報収集を行い、最新の生息・生育状況を反映したレッドリストを見直すなどの把握に努める
- ・鳥インフルエンザ対策としての糞便調査・死亡野鳥調査等を実施
- ・外来種等の分布状況の把握に努め、必要に応じ外来種リストの更新を行う
- ・狩猟鳥獣等の生息状況の把握に努め、鳥獣保護管理事業計画の策定等に活用
- ・河川水辺の国勢調査や本県の各種調査結果を活用し、県内の河川環境に関する情報を収集、全県的な傾向や地域的な生物の生息・生育状況の特徴などを把握
- ・身近な生きものの生息生育状況の把握と調査体制の強化を図るため、県民参加型いきもの調査を実施（再掲）【新】

② 自然環境情報の整備、活用

- ・県内の生物多様性の現状を把握するため、環境省自然環境保全基礎調査結果及び長崎県希少野生動植物調査情報などを「ながさきいきものデータベース」に集約【強】
- ・集積した自然環境情報を希少種等の保護の施策に活用、公開可能な情報はHP等により県民へ情報提供を行う【強】

指標	基準値	目標値	該当施策
・希少種モニタリングの実施回数〔自然環境課〕	—	25回以上 (毎年度)	①
・県民参加型いきもの調査の実施回数〔自然環境課〕	—	1回以上 (毎年度)	①

第3章 県戦略の推進（素案P79～）

1. 県戦略の推進

- 長崎県の施策を中心に県戦略の推進を図る
- 「21長崎県環境づくり推進本部」と長崎県環境審議会を活用し、年度毎に県関係事業に関する実施状況を点検し、県民の意見を加え、その結果を公表します。

2. 県戦略の見直し

- 令和7（2025）年度末を目途に、生物多様性を取り巻く環境の変化や県戦略に基づく施策の進捗状況などを分析した上で、県民の意見を十分聴取し、次期行動計画の策定も含め、県戦略の見直しを行います。



3. 各主体の役割

- 生物多様性の保全と持続可能な利用を進めていくためには、県が自らの取組を計画的に進めていくことはもちろんのこと、私たち一人ひとりが、それぞれに求められる役割を認識し、行動へと移していくことが求められています。
- 県民、市民団体、農林水産業者、企業、行政の各主体に期待される役割を示します。

